

令和6年9月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年9月6日（金）午後2時30分～午後3時05分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	13	池田 三郎
2	山崎 秀和	9	坂本 一	14	芝 順子
3	山本 美加	10	谷崎 容子	15	伊勢脇 精藏
4	桑原 宏文	11	遠地 美千代	16	土居 忠栄
7	安藤 久徳	12	山本 官	17	清水 優志

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	5	宮地 秀之
7	宮地 浩	8	竹村 光一		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	井上 靖好	6	加用 雅啓	18	岡崎 誠

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	6	弘井 徹

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹	金子 伸
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）

第3号議案 非農地証明書の交付について（1件）

第4号議案 農業振興地域整備計画（案）について

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員、議席番号18番 岡崎 誠 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、弘井 徹 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号13番 池田 三郎 委員、議席番号14番 芝順子 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、佐田字大浦。以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の60歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラックを所有、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを父が所有しており、それを使用しているとのことです。申請地は自宅から約0.1キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が季節野菜や果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、森沢字イケダ。以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の81歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は所有

	しておらず、クワとスコップで農作業を行っているとのこと です。申請地は自宅から約2分の距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が季節野菜 を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響など はないと思われます。 続きまして番号3。土地の表示は、具同字青木橋 以下議 案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者について も議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の78歳 の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。 労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。 農機具は軽トラック、トラクター、管理機を所有してい るということです。申請地は自宅から約5分の距離となってお ります。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族 が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与え る影響などはないと思われます。 続きまして番号4。土地の表示は、板ノ川字下ノ谷 以下 議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者につい ても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の73 歳の方で、農作業への従事日数は年間330日となっております。 労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。 農機具は乗用トラクター、コンバイン、田植機、乾燥 機、籾摺り機を所有しているということです。申請地は自宅か ら約5分の距離となっております。 現在、申請地は水稻を耕作しており、取得後も引き続き譲 受人とその家族が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の 農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本官委員」1番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川・大川筋地区担当）	それでは、番号1について説明します。武井推進委員と2 人で、譲受人と現地で会いまして確認をしました。書類では 現況畑となっておりますが、休耕で、背の高い草が生えて荒 れ地という感じでした。申請地の周囲に譲受人の持っている 田や畑があつて、購入後も綺麗に管理をして季節野菜とか果 樹を植えるということです。休耕地の解消にもなりますの で、許可には問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	25日の1時頃に山本委員と現地を訪ねました。譲受人と面談確認をしました。所有する畑の隣接地を入手するということで、地形を一体化し、その後畑として有効活用したいという希望を言っております。土地の有効活用をするということでございますので、許可申請は適当であると考えます。以上でございます。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	番号2について、8月27日に申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の状況は、現況畑となっております。譲受人は自宅の庭に現在薬草を耕作しており、今回取得しようとする農地では、季節に合わせてナスやブロッコリーなど旬の野菜を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。取得後、譲受人が耕作することにより、周辺農地の環境はより良くなると推測できます。 なお、譲受人と譲渡人は夫同士がいとこということもあり、贈与になったそうです。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	番号3についてですが、申請地の現況は畑となっております。8月26日、まず、申請地の現地調査を行いました。現在耕作は行われていない圃場のため、草が生い茂っている状態でした。その後、譲受人へ電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は現在、妻と稲作や季節野菜の耕作をしており、今回取得しようとする農地は、草等の処理に時間を要するが、整理し季節野菜を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	8月30日に現地を見てきました。よく通る場所なので場所自体はよく知ってますし、草を刈れば全然耕作できる土地だと思います。従いまして、許可申請については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」4番についてお願いします。

●12 番 山本官委員 (後川・大川筋地区担当)	4 番について説明します。8 月 25 日に武井推進委員と 2 人で譲受人と会い、現地確認をしました。現地は田で水稻が植わっており、綺麗に管理されております。ことの発端は、去年まで違う人が作っておりまして、よう作らないからということで戻ってきて、譲渡人が譲受人に田んぼをかうてくれんかよと持ち掛けて売買が成立したということです。 譲受人は 73 歳ですけど、地域の担い手として頑張っている方で、許可については問題ないと考えます。以上です。
議長 (清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	山本委員から説明がありましたとおり、全く異論はございません。私の感じたところでは、譲受人は板ノ川地区で信頼のある耕作者と考えております。したがって、申請は適当であると考えます。以上でございます。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は 3 ページ・4 ページになります。 番号 1。土地の表示は、古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8 月 27 日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より約 900 メートルに位置する農地で、北側・南側・西側は宅地、東側は市道となっており、周辺に隣接する農地は

	無いため、転用できる農地と判断できます。排水計画については、生活雑排水は浄化槽より市道へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして、番号2。土地の表示は、中村東町一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。周辺に隣接する農地は無いため、転用できる農地と判断できます。排水計画については、生活雑排水は既存下水管へ排水、雨水については西側、南側の既設市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種住居地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして、番号3。土地の表示は、具同田黒二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。この度、宅地分譲地にするものです。周辺に農地はなく影響はないものと判断できます。排水については、雨水は東側、西側の市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	1番について説明します。畑から宅地に転用するものであります。以前宅地になったところの半分の場所であって、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障はありません。 以上のことから転用については適当であると考えられます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	8月30日に現地を確認いたしました。今言われたように特に問題はないと思います。以上です。

議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」は本日欠席ですが、2番については適当である旨の連絡をいただいております。 宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	こちら8月30日に現地を確認しましたが、特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	番号3については、宅地に転用するものですが、北側、南側は宅地であり、東側は道路を挟んで公園、西側は道路を挟んで宅地となっています。四方に農地はありません。周辺が住宅地ということもあって、雨水や生活排水等も適切に行っている土地となっています。 以上のことから転用については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	こちら8月30日に現地確認いたしました。今言われたとおり、特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は具同字ヤセ畑、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月27日、地区担当の徳留委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は自動車の展示場の一部となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したとこ

	る、平成 14 年時点の航空写真では既に自動車の展示場の一部となっております。課税状況については、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1 番についてお願いします。
● 8 番 徳留委員 （具同地区担当）	番号 1 についてですが、当該地は 35 年以上前の昭和 60 年から、自動車展示場の一部に利用されています。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	この場所は、現在中古自動車販売をしている方を 30 年以上前から知っていますが、当時からこの状態であったことは間違いありません。よって、非農地証明の交付については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第 4 号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画（案）全体見直し分について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第 4 号議案といたしまして、四万十市農業振興地域整備計画（案）の全体見直しについて、説明させていただきます。

	計画書は事前に送付させて頂いておりましたので、事前にご目を通して頂いていると思います。細かな説明は省かせて頂いて、かいつまんで概要の説明をさせて頂きます。前回の計画より変更した箇所を赤字で記載しております。 この計画の全体見直しは、『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき、農用地等の面積・土地利用・農業就業人口などの現況および将来の見通しをおおむね5年ごとに調査を実施することとしており、その調査を基に今回、全体見直しを実施するものです。 計画を見直す際には『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき、農業委員会の意見を聴くものとなっていることから、今回諮問させていただきます。 計画書を一枚めくっていただきますと目次にありますとおり、第1農用地利用計画、第2農業生産基盤の整備開発計画、第3農用地等の保全計画、第4農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、第5農業近代化施設の整備計画、第6農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、第7農業従事者の安定的な就業の促進計画、第8生活環境施設の整備計画の8つを計画とし、市の実情を踏まえ計画を定めております。 1ページ第の1農用地利用計画には、四万十市の人口や土地利用の現況などを変更しています。2ページから4ページには、現地確認等の調査を行った編入除外リスト（八束地区、具同地区、富山地区等）を、集計した面積となります。5ページから7ページには農用地等の面積の利用の状況と目標を各地区ごとに変更した内容を載せています。8ページ以降のページは、基本構想を基にそれぞれの計画を変更しています。 また、今後のスケジュールになりますが、今回農業委員会より答申いただきましたら、農協と土地改良区の意見をいただきまして、県と協議を行い、計画書の策定をしていきます。策定期限は来年の2月を予定しております。 変更点の説明、また全体見直しの説明は以上となります。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長（清水会長）	以上で事務局の説明が終わりました。 委員または推進委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農業振興地域整備計画（案）全体見直し分について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画（案）全体見直し分について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。 形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は西土佐江川字下大野平、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。 8月27日に現地へ向かい、会長職務代理、地区担当の安藤委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地確認したところ、既に畑として耕作している状況です。手狭になり利便性向上のため新たに建築するものです。 なお、隣地する土地については、隣接農地所有者より同意を得ております。形状変更後はこれまでどおり耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年9月2日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 地域計画策定に向けた座談会等について、進捗状況を報告します。中村地域についてですが、8月に予定してました西富山地区の座談会は台風で延期となり、9月10日火曜日に変更となりました。よろしくお願いします。

	次に西土佐地域ですが、江川崎地区②である「半家、長生、本村、中組、押谷、権谷」のアンケートを送付しており、8月30日を締め切りとしていました。座談会は、10月下旬を予定しています。座談会の案内は10月上旬を予定しております。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議された議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年9月6日

議長 清水優志

署名委員 芝 順子

署名委員 池田 二郎